

# 入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、下記の各書面の提出が  
入札書ごとに必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札は無効となります(追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札は無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。
- ※陳述書は、裁判所執行官室で取得できるほか、BITからもダウンロードできます。

**住民票**

(個人の場合)

**資格証明書**

(法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

**宅地建物取引業の免許証の写し** (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ) 〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町5-23

山形地方裁判所鶴岡支部執行官室 ☎0235-23-6689 (直通)

## 競売ファイル（青色ファイル）について

このファイルには、①期間入札公告書、②物件明細書、③現況調査報告書、④評価書の各写しが綴られています。

### 1 期間入札公告書

物件の表示、一括売却の表示、売却基準価額、買受申出の保証額、固定資産税・都市計画税の年額、期間入札の期間などが記載してあります。これらは手続、売却条件についての重要な情報です。特に売却基準価額は評価書の額を修正して定めていることもありますので、この公告書の記載を必ず見てください。

詳細は、「期間入札公告書の詳細説明」ファイルをご覧ください。

### 2 物件明細書

執行裁判所が、現況調査報告書、評価書その他の資料を検討し、買受人が負担することとなる他人の権利（主として賃借権）、法定地上権の概要、その他物件の占有関係など買受けの参考となる事項を記載したものです。

物件明細書には、これらの競売をめぐる複雑な権利関係に対する執行裁判所の一応の判断が記載されており、買受けを希望される方は内容を認識しておく必要がある重要な書面です。物件明細書は単独では分かりづらい面もありますが、現況調査報告書、評価書及びこの説明書と併せて見ていただくとより分かりやすいと思います。

詳細は、「物件明細書の詳細説明」ファイルをご覧ください。

### 3 現況調査報告書

差押えに近接した時点で執行官が売却物件についての現地調査をした結果を記載した報告書です。

現況調査報告書には、建物については、公簿との相違点、占有者及び占有状況（賃借権の内容等）、敷地の内容などが、土地については、公簿との相違点、占有者及び占有状況、売却対象建物以外の地上建物などが記載されています。その他、借地権の内容、地代や管理費の額や滞納の状況などが記載されています。

現況調査報告書には、占有状況は現況調査を行った時の現実の状況がそのまま記載されます。その状況についての執行裁判所の判断は物件明細書に記載されていますので、双方を見比べて占有状況及びそれに対する判断を把握するようにしてください。

また、評価書と同様に、先行事件のものが綴られている場合もあります。

### 4 評価書

評価人による物件の評価額（売却基準価額の根拠）、その算出の過程等が記載されています。また、評価書にはその物件の公法上の規制の内容、物件の所在する場所の環境、物件の詳細内容、ライフライン供給処理施設の整備状況などが記載されていますから参考にしてください。

詳細は、「評価書の詳細説明」ファイルをご覧ください。

まれに異なる事件番号の評価書がファイルに綴られていることもありますが、これは、同一物件の（又は同一物件を含む）先行事件（先に申し立てられた競売事件）の評価書を綴ってあるもので、先行事件が取下げ、取消しなどで終了し、後行事件（本件）で売却手続が進行しているためです。

※ 上記各写しのコピーを希望される場合は、物件明細閲覧室に備え置いている「青色ファイル持出しカード」を近くにいる裁判所職員に提出し、青色ファイルを物件明細閲覧室から持出す許可を得てから、コピーするようにしてください。

コピー料金は、1枚20円です。

裁判所外へのファイルの持ち出しは、固くお断りします。

### 物件に対する公法上の規制について

不動産には、一般に、防災や周辺環境保持などの行政目的のために、国の法律、制令、都道府県や政令指定都市の条例等により、その利用に一定の制約が定められています。なかでも特に注意すべき規制は、建築基準法による建物建築に関する規制です。土地によっては建築確認が取れず、建物の新築や増改築ができない場合もあります。建ぺい率、容積率の規制により思いどおりの建物が建てられないこともあります。また、規制の内容によっては、金融機関の融資が制約される場合もあるかもしれません。

これら公法上の規制に関する事項は、評価書に記載されています。よく読んでご自分の買受けの動機や目的に沿う物件であるか否かを確認してください。規制の内容に疑問があるときは、市区町村役場に確認されるのもよいでしょう。

詳細は、「公法上の規制の詳細説明」ファイルをご覧ください。

### 引渡命令について

引渡命令とは、売却された不動産（通常は建物）の所有者又は占有者に対し、その不動産を買受人に引き渡すよう命ずる裁判です。買受人は代金を納付したのち6か月以内に、執行裁判所に対し、引渡命令の申立てをすることができます。その引渡命令が確定すれば、それに基づき執行官に不動産引渡しの強制執行を申し立てることができます。ただし、引渡命令はすべての占有者に対して発令されるものではありません。原則として、物件明細書の「買受人が負担することとなる他人の権利」欄に記載のない占有者に対しては、引渡命令が発令されることとなります。もっとも例外もありますので注意してください。

引渡命令の対象、手続などの詳細は、「引渡命令の詳細説明」ファイルをご覧ください。

### 入札の方法について

入札を希望される方は、執行官室（裁判所1階⑤窓口）で入札に必要な用紙等の交付を受け、入札期間内に手続をしてください。具体的な手続、用紙の記載方法については、執行官室でお尋ねください。

### 買受申出の禁止について

売却実施を定めた月から遡って2年の間において、当裁判所において実施された競売につき、代金の支払いを怠ったことのある者（その者が法人である場合における該当法人役員、職員を含む）に対しては、売却が認められません。その者を代理人とする買受けの申出の場合も同様です。

山形地方裁判所鶴岡支部

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 3月19日

山形地方裁判所鶴岡支部

裁判所書記官 山 口 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月 9日から 令和 6年 5月16日まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前10時00分 場 所 山形地方裁判所鶴岡支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 5日 午前10時00分 場 所 山形地方裁判所鶴岡支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 3月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

☆4 所 在 鶴岡市辻興屋字大場  
地 番 101番1  
地 目 田  
地 積 2925平方メートル



※  
め  
め  
※

## 物 件 明 細 書

令和 6年 1月10日

山形地方裁判所鶴岡支部

裁判所書記官 山 口 歩

---

---

1 不動産の表示

【物件番号4】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号4】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

Cが占有している。農地法3条の許可を受けていない。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号4】

隣地（地番101番2）との境界が不明確である。

西郷土地改良区の賦課金の滞納あり。

## 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ



ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。





## 物 件 目 録

4 所 在 鶴岡市辻興屋字大場  
地 番 101番1  
地 目 田  
地 積 2925平方メートル

令和5年(ケ)第6号  
令和5年8月31日受理  
令和5年11月16日提出

# 現況調査報告書

物件4

山形地方裁判所鶴岡支部

執行官 兼 子 英 昭

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

4 所 在 鶴岡市辻興屋字大場  
地 番 101番1  
地 目 田  
地 積 2925平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	住居表示未実施地 (登記簿上の所在)
土地	物件 4
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地 (物件 ) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (物件 ) <input checked="" type="checkbox"/> 田 (物件 4) <input type="checkbox"/> 雑種地 (物件 ) <input type="checkbox"/> 山林 (物件 ) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
形状	<input checked="" type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 東側が不明
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 <input type="checkbox"/> 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が駐車場として使用し、占有している <input type="checkbox"/> 上記の者が更地の状態で占有している。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の者が水田として使用して占有している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/>
その他の事項	<p>1 この土地と東側隣地であるこの土地の所有者所有の土地の一部と一緒にあって畦畔が設置されている。1区画になっている土地の面積は約5,000平方メートルとのことである。</p> <p>2 この土地は西郷土地改良区の賦課金の発生する土地である。令和5年度の賦課金の内訳及び滞納額等は次のとおりである。</p> <p>経常賦課金 1,000㎡当たり3,300円          辻興屋地区賦課金1,000㎡当たり3,500円          滞納額 19,888円          延滞金利 年10.95%</p> <p>3 農業委員会によるとこの土地は農地法に定める許可は受けていないとのことである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [ 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原 (物件4関係)	
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 ■C
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 ■水田 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人(■B(占有者) <input type="checkbox"/> ( ) )の陳述/□提示文書( )の要旨	
占有権原	■賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成8年より以前
最初の契約日	平成8年より以前 年 月 日
契約等期間	平成8年より以前から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種類	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
当事者借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
賃料・支払時期等	毎年金63,000円円 (毎年12月中旬限り当年分支払) <input type="checkbox"/> 前払 ( ) 分 (円) <input type="checkbox"/> 相殺 ( ) 分 (円)
敷金・保証金	■ない <input type="checkbox"/> ある (□敷金 ( ) 円 □保証金 ( ) 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	契約書は作成されていない。 賃料は、当該土地の東側の土地の賃料も含めた額である。
執行官の意見	■上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ B (Aの妻)</p> <p>■ C (賃借人)</p>	<p>1 土地が何処にあるかわかりません。</p> <p>2 土地を耕作していた人から令和3年に耕作しないとして返還されました。今どうなっているのかわかりません。</p> <p>1 圃場整備事業を開始する前に当時の所有者から借りました。その後代替わりをしましたが、新たな契約を結ばず現在に至っています。賃料については、Aが亡くなってからはAの息子に支払っています。</p> <p>2 貸し借りについては農業委員会の許可は得ていません。</p> <p>3 土地の圃場事業を始めるときに、土地の一区画の面積が小さくなるので、A家の者と話をし、A家の土地2筆とそれらの土地の東側にある私所有の土地とを合わせた3筆で約9反になり、その3筆を西側から5反と4反の土地2区画に整備してもらうことで合意ができました。そのため現在は物件4の土地が西側の1区画内の西側にあり、同人所有の地番が101番2の土地の一部がその1区画の東側の区画内にあります。</p> <p>4 公図上の各土地の範囲を示す黄色い杭が現地にあったと思います。</p> <p>5 この区画の土地はぬかる土地です。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
執行官の意見	
<p>■ 土地の占有について 立入調査の結果等から総合的に判断してCの占有と認めた。</p>	<p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年9月14日(木) 11:15-11:40	山形地方法務局鶴岡支局	全部事項証明書交付申請
5年9月14日(木) 12:20-12:50	物件所在地	物件確認、占有調査 近隣地の耕作者と面談 写真撮影
5年9月14日(木) 14:30-15:00	鶴岡市農業委員会	物件所在地の調査 農地法の許可申請等の調査
5年9月29日(金) 16:00-16:30	物件所在地	物件立入調査、評価人同行 占有調査
5年10月5日(木) 14:30-15:00	西郷土地改良区	占有者の調査等
5年10月13日(金)	執行官室	照会書送付 10月23日回答書受領
5年11月1日(水) 16:50-17:05	山形地方裁判所酒田支部 執行官室	Cから電話で事情聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
5年11月13日(月) 13:25-13:30	山形地方裁判所執行官室	西郷土地改良区係官から電話で滞納金の額等の調査
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 6 枚目)



# 公 図 写

128

(座標値種別：図上測定)

-89114.923

133274.676



-89364.923 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し  
辻興屋字大場

凡例 ←○写真撮影位置・方向

請求部	所在	鶴岡市辻興屋字大場				地番	104番				
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系又は番号は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図		
作成年月日	平成12年1月			備付年月日(原図)	平成13年2月14日			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

A 3判→A 4判に縮小

令和5年9月14日  
山形地方方法務局鶴岡支局  
登記官

請求番号：11-1  
(1/1)

(7枚目)

公用

写真 1



写真 2



令和5年(ケ)第6号  
令和5年9月29日 現地調査  
令和5年11月16日 評価

山形地方裁判所鶴岡支部 御中

評 価 書  
(物件4)

評価人 不動産鑑定士  
石川 聡

## 第1 評価額

評 価 額	
物件4	金600,000円

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
4	所在地 地積	在番 目積 鶴岡市辻興屋字大場 101番1 田 2,925 m <sup>2</sup>	同左 同左 同左 特記事項参照
番号	特記事項		
4	物件4の貸し借りについて農地法に定める許可を得ていない者が一体の土地として利用している（詳細は現況調査報告書のとおり）。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件4）

位置・交通	JR羽越本線「羽前大山」駅の北東方約7.8km（道路距離）	
付近の状況	鶴岡市郊外で田園が広がる農地地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 － 70% 200% － 農振地域内の農用地区域
画地条件	地積 東西×南北 形状 地勢 日照 水量 土壌の肥沃度 耕作の難易	2,925㎡（登記） 約22m×約132m（公図上） 長方形 ほぼ平坦 普通 普通 普通 普通
接面道路の状況	南側で約6m舗装農道に接する。 北側で約6m簡易舗装農道に接する。	
土地の利用状況等	現況調査報告書の通り	
特記事項	<p>① 土壌汚染の可能性 現地調査、公的資料調査を勘案する限りにおいて土壌汚染可能性は低いと考えられるが、指定調査機関の調査によらなければ土壌汚染の有無について確定できない。</p> <p>② 地下埋設物の有無 現地調査の限りにおいて田としての利用及びその価格形成に大きな影響を及ぼすような地下埋設物が存する可能性は低いと考えられる。</p> <p>③ 埋蔵文化財の有無 山形県が公表している遺跡地図によると、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。</p> <p>④ 賦課金の滞納等 令和5年度の賦課金の内訳及び滞納額は下記のとおり。          ・ 経常賦課金 1,000㎡当たり 3,300円          ・ 辻興屋地区賦課金 1,000㎡当たり 3,500円          ・ 滞納額 19,888円</p>	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件4（土地）

目的土地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差率 イ	地 積 (㎡) ウ	農地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
4	500	1.00	2,925	1,460,000

ア 標準画地価格：取引事例を参考に収益性を考慮して査定した。

イ 個別格差：概ね標準的 ±0%

ウ 地 積：登記数量による。

### 2 評価額の判定

前記により求めた農地価格に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる 価格 (円) (1①エ) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納賦課金等 相当額の減価 エ	その他の 控除減価 (円) オ	評 価 額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エーオ=カ
4	1,460,000	0.70	0.60	0.98	—	600,000

イ 市場性修正：農地であるため買受人が限定されることにより市場性が劣ること、畦畔整形等の工事が負担となる可能性等を考慮。

ウ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮。

エ 滞納賦課金等相当額の減価：3頁に記載の賦課金の滞納額及び代金納付までに予想される賦課金の滞納相当額を考慮し査定。

オ その他の控除減価：必要なし。

第 6 附属資料

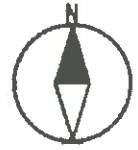
1 位置図

2 公図写

以上

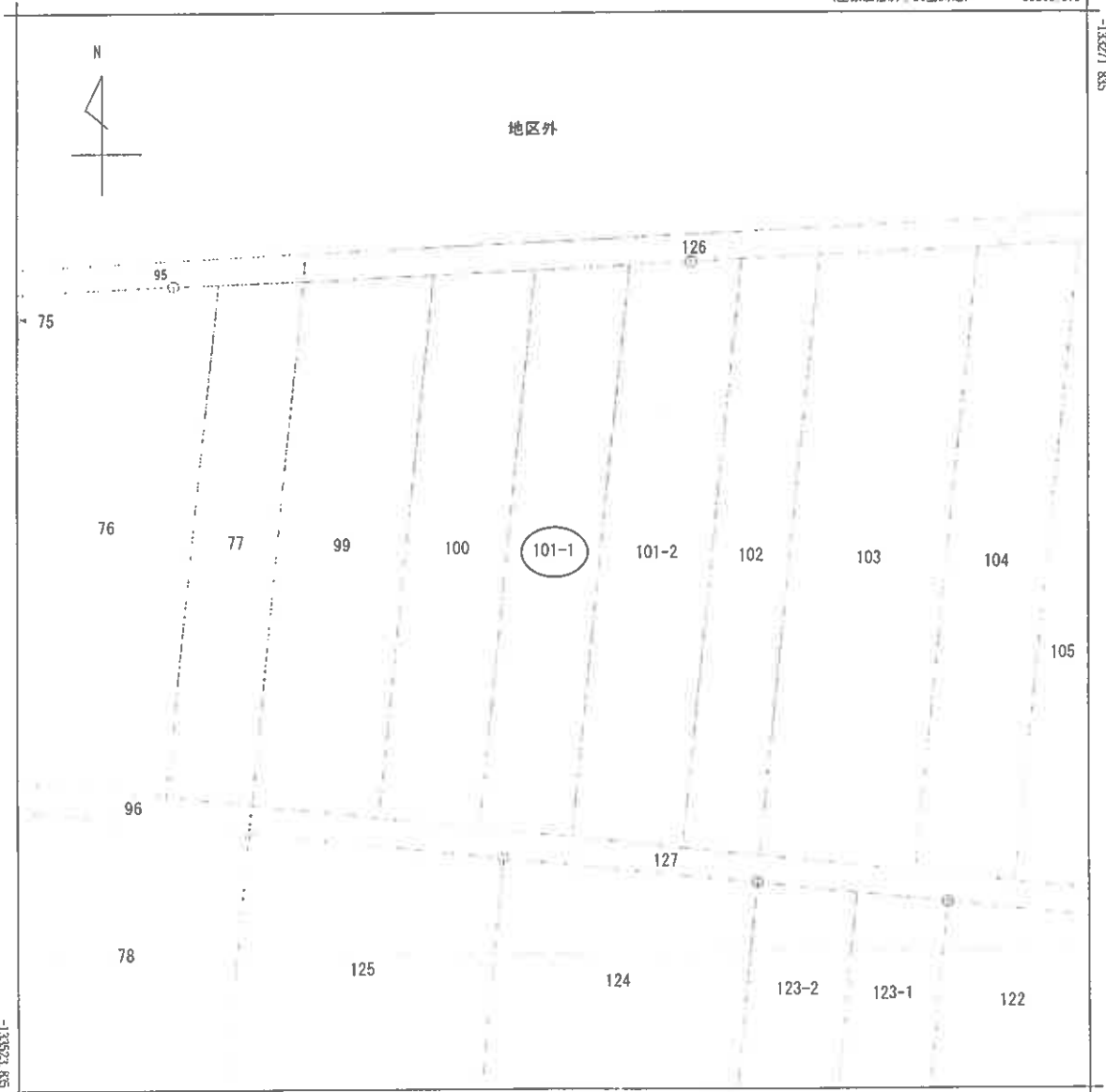


# 位置図



縮尺 ( 1/15,000 )





-89468.979 (座標値種別：図上測定)  
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区成見出  
 辻興屋  
 字大場

請求部	所在	鶴岡市辻興屋字大場				地番	101番1		
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日	平成12年1月			備付年月日(原図)	平成13年2月14日			補記事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和5年7月13日  
 山形地方方法務局鶴岡支局  
 登記官

請求番号：9-3  
 (1/1)

A3→A4に縮小